

西播磨 成年後見支援センター

認知症や障害などで判断能力が不十分な人のくらしを守り、
住み慣れた地域で自分らしく安心してくらしていくために…

このようなことにお困りではありませんか？

財産 に関すること

- 判断能力が不十分で自分でお金の管理ができない。
- 訪問販売や悪質商法の被害を頻繁に受けている。
- 年金が本人のために使われていない。

契約 に関すること

- 福祉のサービスを利用したいが、自分で契約の手続きができない。
- 施設入所を考えているが、一人で決めることが不安。

将来 に関すること

- 自分に何かあった時に障害のある息子の生活が心配。
- 身寄りがないので今後のことが不安。



制度 に関すること

- 成年後見制度を利用したいが、手続が難しそう。
- 成年後見制度について、詳しく知りたい。



西播磨成年後見支援センターは、こんな役割を担います。

成年後見制度や対象者理解のための普及・啓発を始め、「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、本人の様々な権利が守られるよう支援するとともに、新たな権利擁護の担い手である市民後見人を養成し、その活動を支援します。

また、身近な窓口である西播磨4市3町行政や社会福祉協議会はもちろん、法律に関する関係機関などとも連携を図りながら、本人が安心して暮らしていくための環境づくりをお手伝いします。

相 談



【センター職員による一般相談】

○判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて

相談に応じ、今後の方向性を共に考えていきます。

○成年後見制度を利用するための手続きや提出書類作成の説明などの助言を行います。



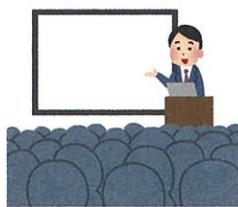
【専門職による専門相談】

○「成年後見・くらしなんでも相談会」として、法律・福祉の専門家である弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職による相談会を4市3町巡回で毎月1回開設し、専門相談に応じます。

普及・啓発

○成年後見制度や対象者の理解を深めるため、西播磨成4市3町域で年2回、講演会やフォーラムなどを開催します。

○各種団体やグループの集まりにセンター職員が出向いて成年後見制度やセンター事業の説明などを行ないます。



市民後見人の養成・支援

○成年後見制度利用者の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成、また、安心した後見活動を支援します。

※市民後見人とは…

一定の研修を修了した人で、センター・市町が推薦し家庭裁判所から選任された社会貢献活動に理解のある市民のことです。新たな権利擁護の担い手として、身近な市民の立場からきめ細やかな支援が期待されています。



西播磨成年後見支援センター市民後見人養成研修

養成のための研修は3つの研修からなり、候補者としてセンターにバンク登録するためには、過去に兵庫県がモデル事業で実施した研修を基にする合計約60時間の研修カリキュラムの修了が必要です。

(1)基礎研修…17.0時間（3日間）

権利擁護の理念や市民・成年後見制度の概論、社会資源（関係制度・サービス）や対象者の理解などの基礎的な知識を習得するとともに、後見活動へのイメージや意欲の醸成を図ります。

(2)実践活動研修…26.5時間（施設実習4日間×6h/日 及び 振返り1日間）

施設での実習から利用者の接し方やニーズの汲み取り方、コミュニケーション方法といった対人援助技術などを学び、資質を高めます。

(3)フォローアップ研修…16.5時間（3日間）

後見活動の実務に必要な身上監護や財産管理の知識を習得します。



成年後見制度 とは？

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれています。

法定後見制度は、現在すでに認知症や知的・精神障害などの理由で、判断能力が十分でない人が対象になり、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。

一方、任意後見制度は、現在は判断能力が十分ある人が、将来、認知症などで判断の能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。

成年後見制度の種類と内容

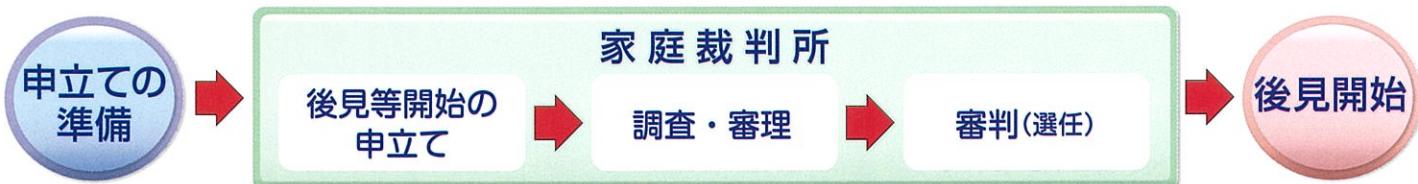
		法定後見制度			任意後見制度	
類型		後見	保佐	補助	任意後見	
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方	判断能力が現在は十分ある人	
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人	
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長、検察官など			あらかじめ本人が選んだ任意後見人に、公証人の作成する公正証書によって支援する範囲を結んでおきます。本人の判断能力が低下した時、申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、契約の効力が生じます。	
申立ての本人同意		不要		必要		
与えられる権限 する人が	代理権	すべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為			
	同意権 ・ 取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為 (取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為		

※「日常生活に関する行為」である日用品（食料品や衣料品等）の購入などは、取消しの対象にはなりません。

※「4親等内の親族」とは、主に次の方たちです。

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

法定後見制度の手続きの流れ



- ・申立ては、本人がお住まいの地域を管轄する家庭裁判所に行います。
- ・申立人が申立ての理由（本人の生活状況や精神状態など）について記載した申立書や医師の診断書、戸籍謄本などの書類を家庭裁判所に提出します。申立書等関係書類は、家庭裁判所で配布しています。

後見人等の役割（職務）

- ・本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、同意権・取消権・代理権などの権限の範囲に応じて、本人の預貯金や不動産などの管理（財産管理）をしたり、介護サービスなどの日常生活でのさまざまな契約を結んだり（身上保護）することによって、本人を保護・支援します。

成年後見制度の各種相談窓口・問い合わせ先

成年後見制度の申立て手続きなどについて	
神戸家庭裁判所 後見係（センター）	☎ 078-521-5935
神戸家庭裁判所 姫路支部 管轄…相生市・赤穂市・上郡町 他	☎ 079-281-2011
神戸家庭裁判所 龍野支部 管轄…たつの市・宍粟市・太子町・佐用町	☎ 0791-63-3920
後見人等の候補者紹介、申立て相談などについて	
兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」	☎ 078-341-0550 … 神戸本部 ☎ 079-286-8222 … 姫路支部
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部	☎ 078-341-8699 (月～金曜日) 午後1時～4時
(一社) 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」	☎ 078-222-8107
無料法律相談、申立書作成など費用の立替えについて	
法テラス（日本司法支援センター）	☎ 0570-078374 … ナビダイヤル
法テラス姫路	☎ 0503383-5448
任意後見制度、公正証書などについて	
姫路西公証役場	☎ 079-222-1054
姫路東公証役場	☎ 079-223-0526
龍野公証役場	☎ 0791-62-1393

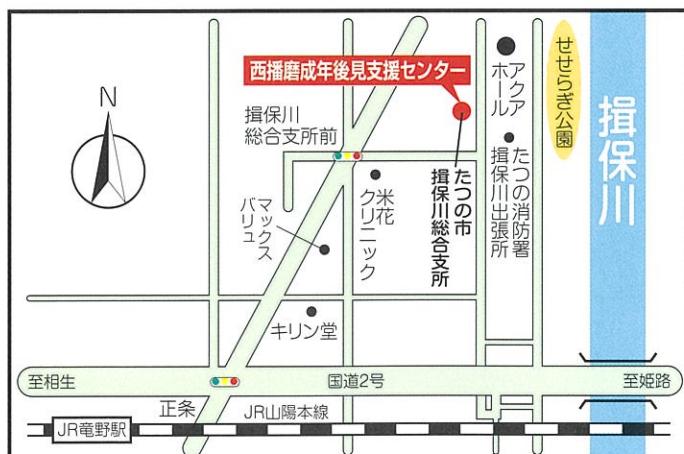
社会福祉法人 たつの市社会福祉協議会 西播磨成年後見支援センター

〒671-1692 たつの市揖保川町正條279-1
たつの市揖保川総合支所内

電話 0791-72-7294 (代)
FAX 0791-72-7224

【開設日時】

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は、お休み。



- ◆ 西播磨成年後見支援センターは、相生市・赤穂市・宍粟市・たつの市・太子町・上郡町・佐用町の西播磨4市3町が実施主体となり、たつの市社会福祉協議会が運営しています。
- ◆ 身近な相談窓口として、お住まいの4市3町には、地域包括支援センター・担当課・社会福祉協議会などがあります。